

平成22年度 要望書について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、言語・聴覚障害に関する教育と本会の活動にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度も要望書の作成にあたっておりますが、提出の前に、会員の皆様に目を通していただき、たくさんのご意見をいただきたいと思っております。修正やご意見等ありましたら、下記のアドレスまで送っていただくようお願いいたします。

送信先：番町小学校通級指導教室

shizugenken-bancyou@live.jp

※件名には「要望書について」と入力してください。

※修正すべき箇所が分かりやすいよう、ページ数や項目等具体的に記入しお知らせください。

※9月末日までにお問い合わせいたします。

番町小学校通級指導教室
中野 宣昭
TEL:054-252-8800

静岡県教育委員会
学校学校課長様
学校人事課長様

平成22年度
言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要 望 書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、静岡県言語・聴覚・発達障害教育について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室（言語・難聴）、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に、言語・聴覚障害教育充実のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、この教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。

また、平成19年度より本格的に実施された特別支援教育につきましても、言語・聴覚障害教育は、通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に対して、いち早く多様で柔軟な支援を展開してまいりました。

さらに、18年度より県下全ての小中学校に本会活動についての案内を配布し、発達障害通級指導教室の担当者をはじめ、本会主旨に賛同される校内特別支援教育コーディネーターの先生方にも本会に加入していただいております。

また、本年度は、貴教育委員会からもご後援を賜り、第38回東海四県言語・聴覚障害児教育研究会静岡大会を開催いたしました。県内外の先生方約600名にご参加をいただき言語・聴覚・発達障害についての研究を深めることができました。

今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより発達障害児教育等も含めた研究組織として本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成22年10月 日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）野末博文

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。
- 2 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。
- 3 中学校における通級指導教室や特別支援学級(難聴)の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。
- 4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。加えて、本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、通級指導教室担当者については勤務時間や勤務体制の柔軟な運用ができるよう配慮をお願いいたします。
- 5 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて在籍校や関係機関の訪問・参観など通常の指導に加えて多くの業務を抱えています。また、年度途中の入級に係わる教育相談も日常化しております。こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。

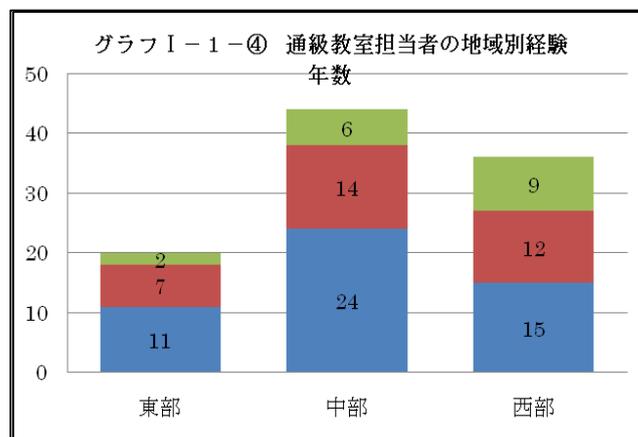
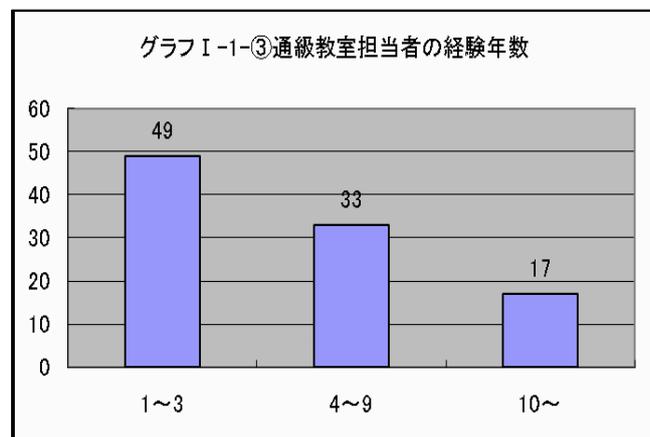
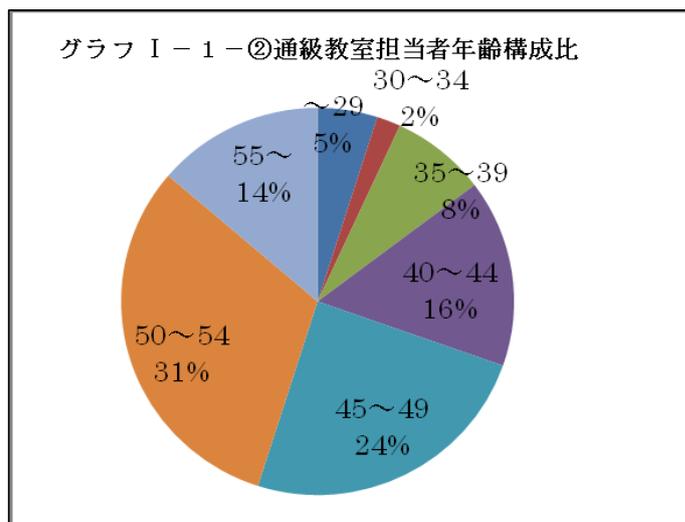
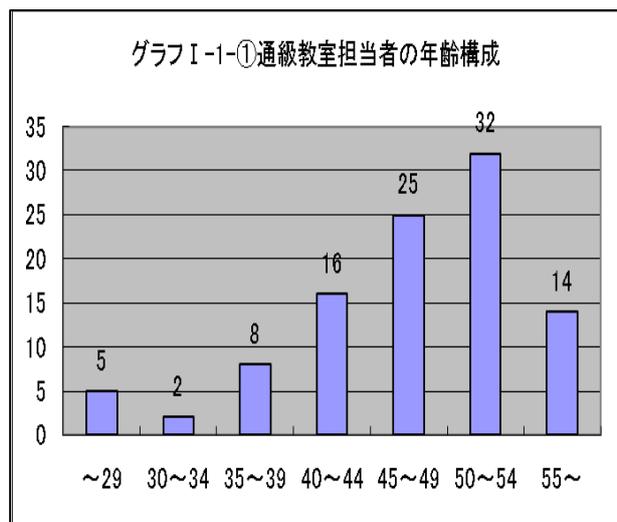
I 通級教育の充実のための要望

要望事項1について

1 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、グラフ I-1-①、グラフ I-1-②が示すように担当者の年齢は40歳代と50歳代に集中しており、20歳代と30歳代の担当者は全体の15%に満たない状態にあります。また、グラフ I-1-③のように担当者の約半数が経験年数3年未満となっています。特に東部地区は、グラフ I-1-④の経験年数が9年未満の担当者が9割を占めております。このことは、東部地区には1市町1教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流が図れにくいことが要因として考えられます。

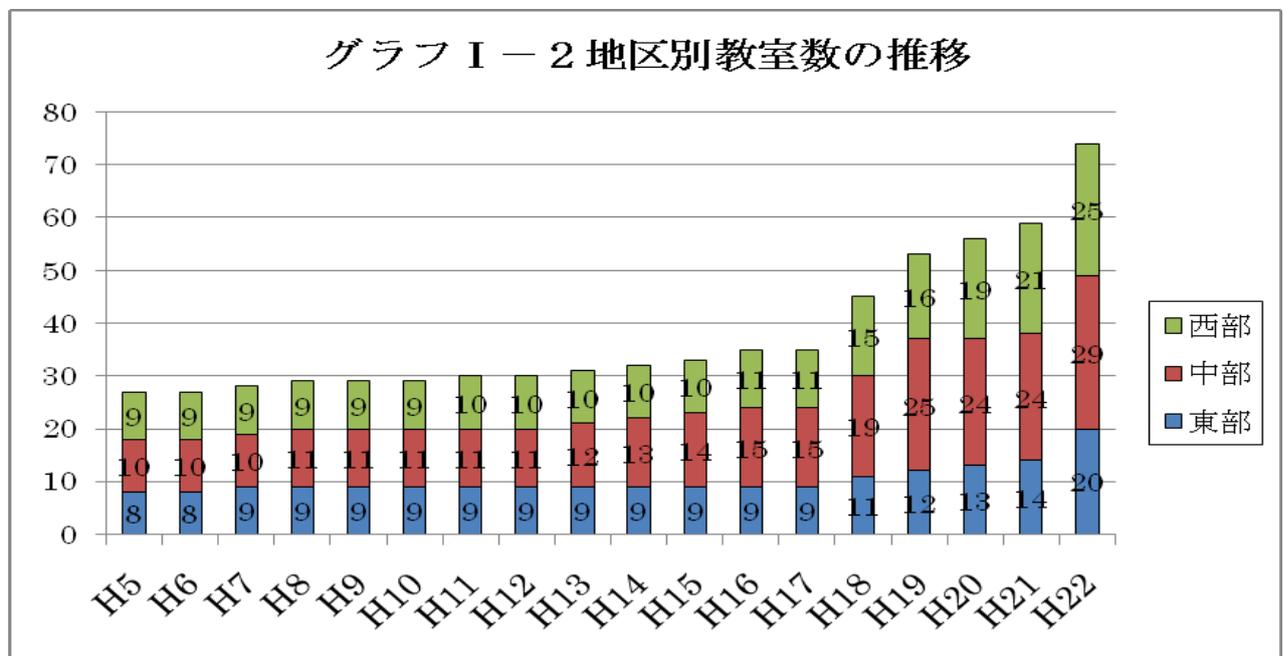
このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり、深めたりする観点からも問題があり、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題として挙げております。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立った均衡のとれた人事が行われるようご配慮をお願いすると共に、東部地区においては他市町間の人事交流が円滑に図られるようご配慮をお願いいたします。



2 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、グラフI-2にあるように、平成5年度には言語障害通級指導教室が27教室しかなかったものが、本年度は発達障害通級指導教室を併せて74教室にまで増えてきました。しかし、グラフからも分かるように、地区によって通級指導教室の設置数や設置率に大きな差があるのも事実です。特に東部地区では、未設置の市町もあり、通級児童・保護者が他市町から時間をかけ、苦勞して通っている場合も少なくありません。

こうしたことから、各市町の小中学校の「通級による指導」に対する調査をし、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。



要望事項3について

3 中学校における通級指導教室や特別支援学級(難聴)の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。

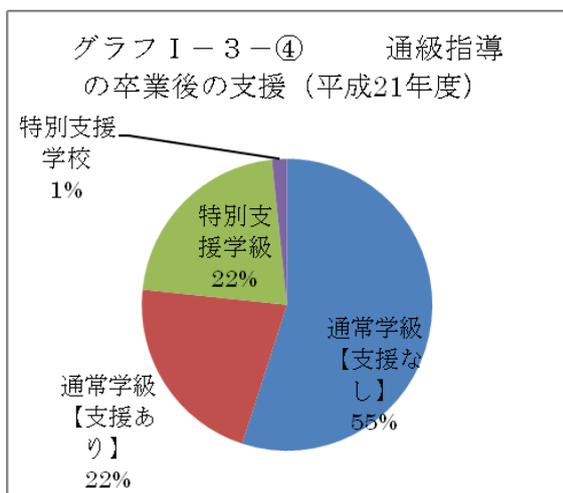
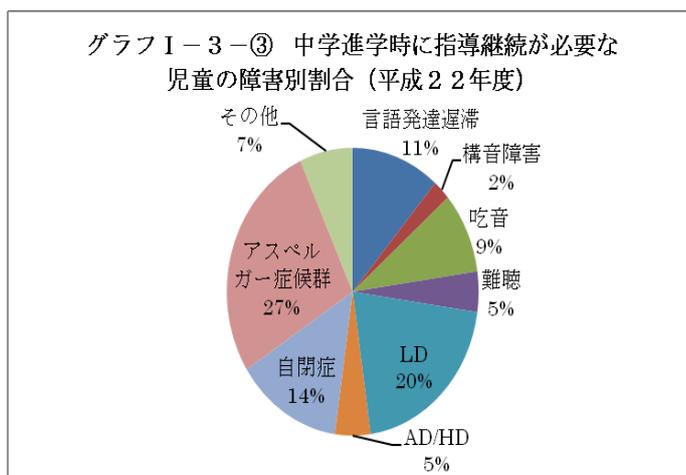
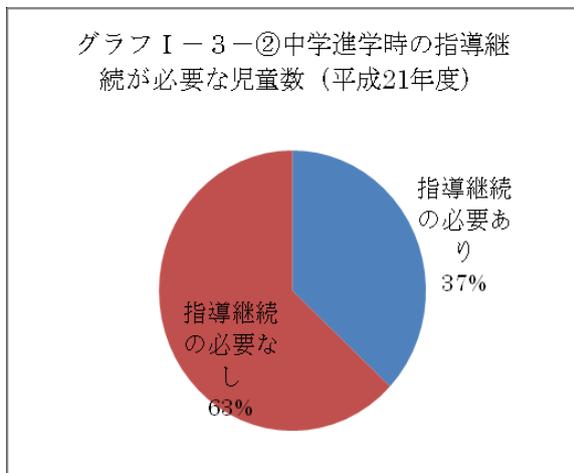
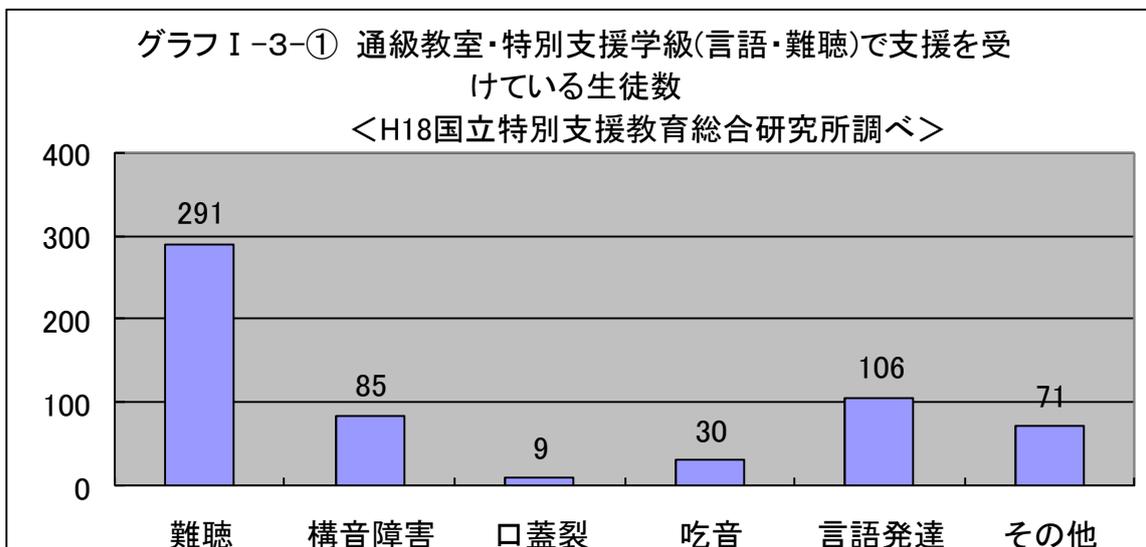
全国の中学校における言語障害や聴覚障害に対する指導・支援は、平成18年度の独立行政法人国立特別支援教育研究所の調査によるとグラフI-3-①のように、592名(うち、言語301名)の生徒が通級指導教室及び特別支援学級(難聴・言語)での指導を受けています。

しかし、静岡県では、中学校における通級指導はほとんど受けられない状況にあります。現在、中学生のための正規教員が配当されている通級指導教室は、浜松市に発達障害通級教室が3校に設置されているのみです。

県内通級指導教室における調査によると、中学校進学後も指導が必要と思われる児童

が中学校に通級指導教室がないために指導を中止せざるを得なかった児童の数はグラフ I-3-②のように 17 名で小学校卒業生全体の 4 割近くおります。これらの児童を障害別に見るとグラフ I-3-③のような結果が得られました。また、そうした児童の多くは、グラフ I-3-④のように 5 割以上がが通常学級に進学し、何ら支援を受けていない状況にあります。

以上のことから、本県における中学校通級指導教室の設置を重要かつ緊急の課題として推進していくようお願いいたします。



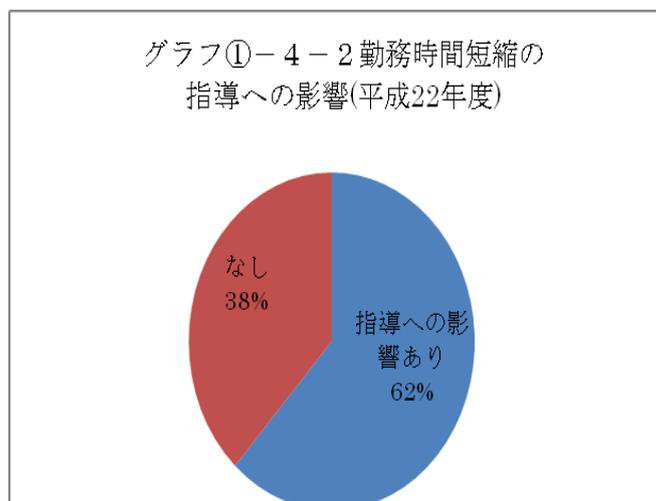
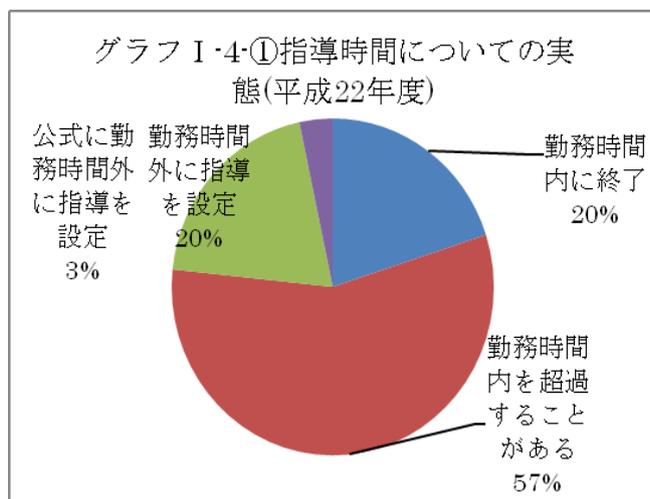
要望事項4について

4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。加えて、本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、通級指導教室担当者については勤務時間や勤務体制の柔軟な運用ができるよう配慮をお願いいたします。

通級による指導は、保護者の強い要望もあり、午後に指導を集中せざるを得ない状況にあります。こうしたことから、グラフⅠ-4-①のように8割以上の教室が勤務時間を超えて指導を行っていたり、勤務時間外に指導を組まざるを得なかったりする現状があります。加えて、グラフⅠ-4-②のように本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。通級教室としても勤務時間内に指導を終わらせるためにグループ指導を組んだり、朝8時から指導をしたり、昼休みを利用して指導したりするなどの工夫はしておりますが、そうした工夫だけでは限界があります。

こうした現状から、各教室や各担当者の指導状況に応じてフレックスタイムを適応することも一つの方法だと考えます。また、愛知県などで実施されている巡回指導も解決の一つの方法だと思われます。巡回制とは担当者が複数の学校を担当し、曜日を決めてその学校を巡回し指導を行う方法です。これは午前時間を有効に利用できまじ、通級児やその保護者の負担を軽減するというメリットがあります。

通級児童や保護者のニーズに応えながら、より多くの言語障害児を支援できるように勤務時間や勤務体制の柔軟な運用を教室・担当者の実情に合わせて推進していただくことをお願いいたします。



要望事項5について

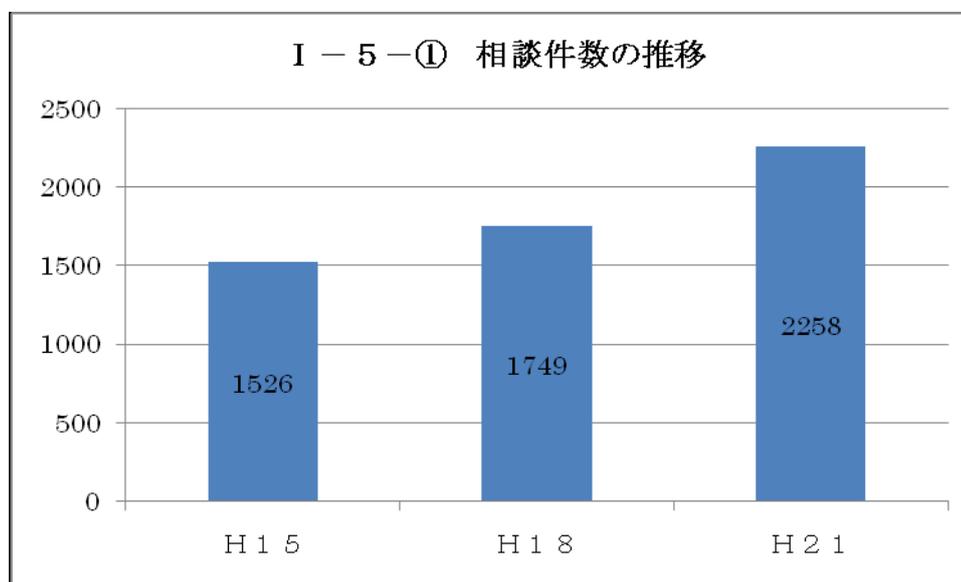
5 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて在籍校や関係機関の訪問・参観など通常の指導に加えて多くの業務を抱えています。また、年度途中の入級に係わる教育相談も日常化しております。こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。

通級教室の指導で教育効果を高めるためには在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の1つです。1児童につき最低でも年1回の在籍校訪問を行っています。すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間を費やしていることは明らかです。

また、通級指導教室では、グラフ I-5-①のように年度の途中に入級する児童数が非常に多く、更に増加傾向にあります。現状でも長期休業中を除けば一週間に一回(一回につき時間程度を要する)近くの相談を行っています。

このような状況の中、年度当初より基準とされている指導時間数を設定すれば、在籍校訪問、教育相談などの業務を行いながら、毎日目いっぱい指導を行わなければならないことになり、担当者の過剰な負担を招きます。さらに、在籍校訪問の時間確保後できずに、十分な連携が図れなかったり、教育相談の時間が確保できずに、年度途中の入級希望には応じられない事態が生じたりすることも少なくありません。

こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。



要望書

II 言語障害通級指導教室充実発展のための要望

言語障害通級児童は年々増加しているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は横ばい状態です。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増加と担当者の配置をお願いいたします。

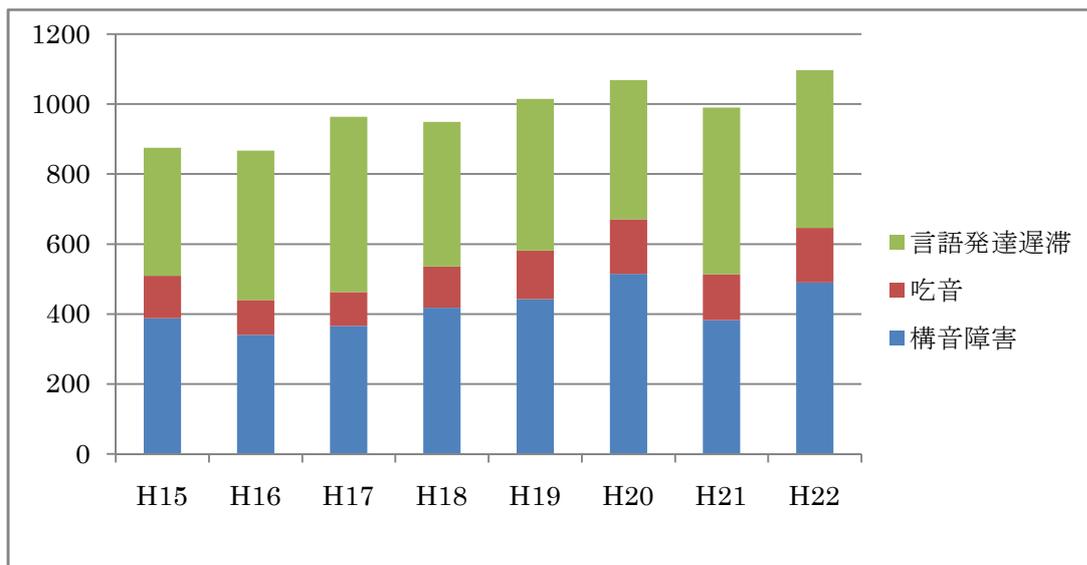
言語障害通級児童は年々増加しているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は横ばい状態です。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増設と担当者の配置をお願いいたします。

本県ではグラフⅡ－1のように、通級指導教室（言語）の通級児童数は徐々に増加傾向を示し、平成22年度当初で1097人に達しています。全児童数が減少していることから考えると、通級児童数の割合は増えていると言えます。

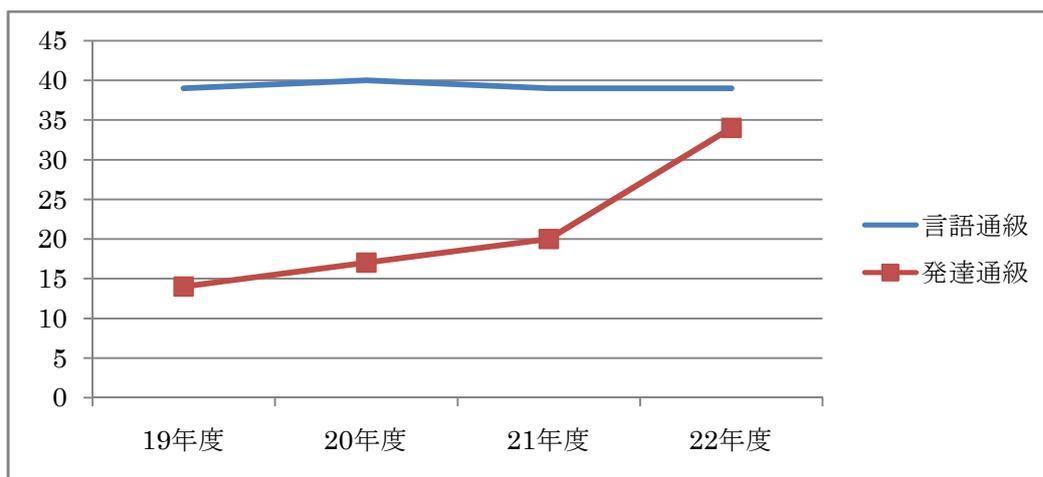
しかしながら、グラフⅡ－2のように、通級指導教室（LD等）に比して、通級指導教室（言語）の教室数は昨年度より全く増えていないのが現状です。これは、ニーズに合った措置であるとは考えられません。

幼児ことばの教室の認知が高まり、年々相談件数が増えています。通級児童の多くは幼児期から継続して指導を受けているので、幼児の指導人数の増加に伴って、児童数も今後増加することが予想されます。このままでは、言語に支援を要する児童のニーズに十分に 대응することが困難になります。教室数・担当者数が不足していれば、指導ができず、対応できるまで待機してもらわなくてはいけなくなります。

Ⅱ－1

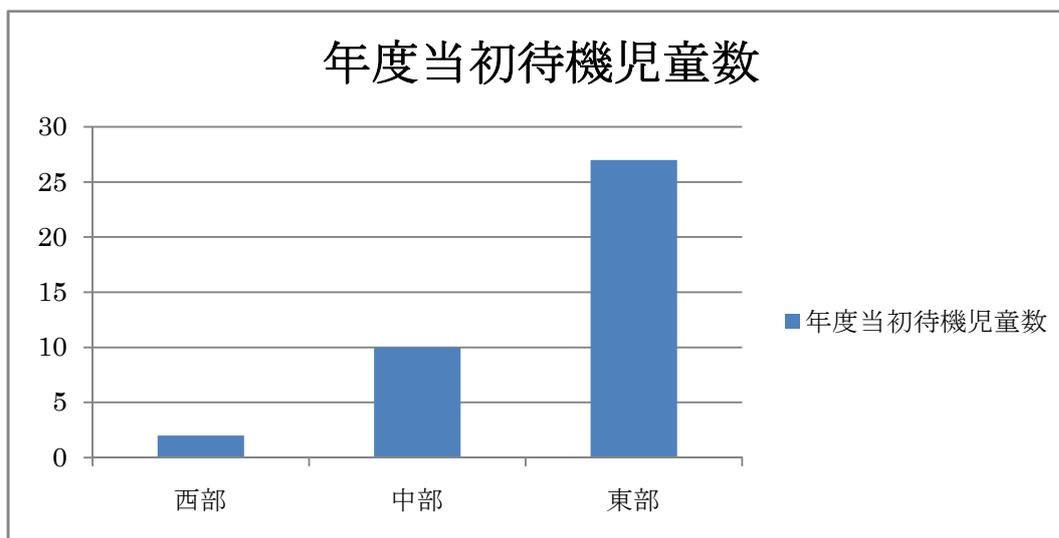


Ⅱ－2



そのために、グラフⅡ－3のように、東部地区においては、待機児童が27人にも達しています。県全体の待機人数は、20年度は36人、22年度当初は39人です。相談に訪れ、指導が必要であるにもかかわらず、速やかに適切な指導を受けることができないために、児童や保護者が不安を抱え続けることとなります。教室を増設し、担当者を配置することで、待機児童を減らすことができ、また、より質の高い丁寧な指導を行うことにつながります。今後も通級指導教室（言語）の増設と必要な担当者の配置を推進して下さるよう、お願いいたします。

Ⅱ－3



Ⅲ 聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

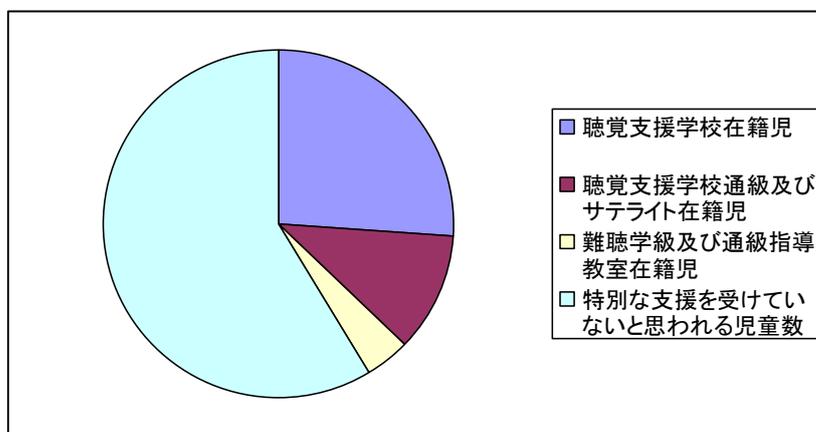
要望事項1について

- 1 近年、特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）はその数が著しく減少しており、難聴児のニーズに答えることができない状態となっています。聴覚に障害のある児童生徒の学習に於いては聞こえにくさから来ることばの問題と将来の社会参加に向けた通常の学級での「学級適応」に関する支援がたいへん重要です。難聴学級はこの「学級適応」への支援に大きな成果を収めてきました。このまま難聴学級・教室が減少していくことは、難聴児やその保護者にとって大きな損失です。
- そこで、特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）の増設を是非お願いいたします。

難聴児の数について、平成18年度静岡県教育委員会体育保健課の資料によれば、県内の小学生35,582人を対象とした調査の結果、0.96%の児童に難聴が見られるという結果が報告されています。ここから、県内には350人弱の難聴児がいることが推測されます。（350人の中には難聴と診断されてはいるものの日常生活には何ら支障のない児童もいると考えられます。）

このうち、聴覚支援学校や難聴学級で何らかの支援を受けている児童（小学生）はグラフ3-1で分かるように142人となっています。

グラフⅢ-1 平成22年度県内難聴児在籍状況



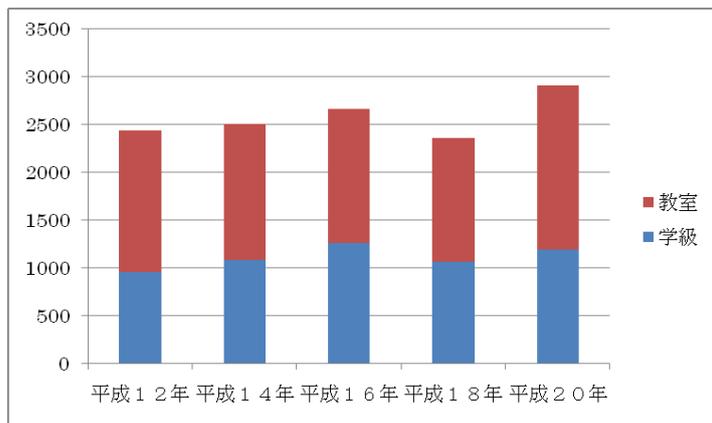
この数を細かく見てみると聴覚支援学校に在籍している児童が80人、同じく聴覚支援学校の通級指導やサテライトで指導を受けている児童が38人、普通小学校の難聴学級や通級指導教室（難聴）で指導を受けている児童が15人となっています。

医療の進歩や新生児難聴スクリーニングの実施等による早期発見早期治療により、聴覚に障害を持つ子どもはピーク時に比べかなり少なくなっていますが、難聴学級在籍児が全県で15人しかおらず、特別な支援を受けていない難聴児が200人程度いることは見過ごすことができない状況です。

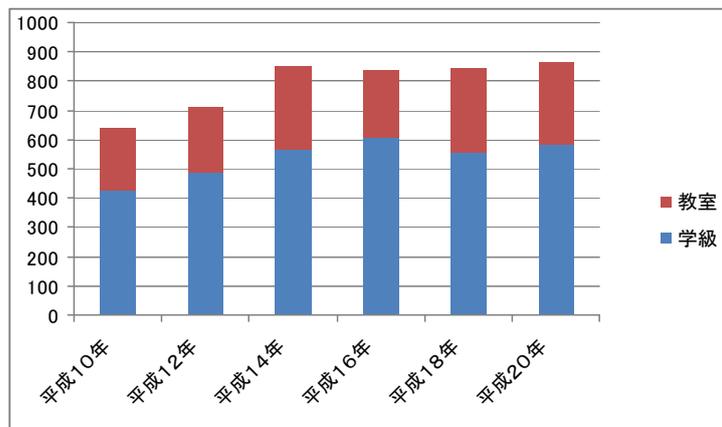
全国の難聴学級や難聴通級指導教室での指導対象児数の推移を見ると、グラフⅢ

ー 2でも分かるようにその数は2, 500人前後で推移し、指導対象児が減っているわけではありません。また、難聴学級や通級指導教室（難聴）の担当者数もここ数年800人から900人の間で推移していることから、全国的には難聴学級は減少しているわけではありません。このことから静岡県内の難聴学級・通級指導教室（難聴）の在籍数15人というのは極端に少ないと言えます。

グラフⅢー 2 指導対象児数（全難言協調査より）



グラフⅢー 3 難聴学級・通級指導教室（難聴）担当者数



県内では難聴学級の数の減少により、難聴学級そのものの存在を知らない保護者が多くなり、このことがより一層の減少を招いているのではないかと考えられます。

難聴児指導は、聞こえの状態の把握や雑音への配慮等を行いながら、発音の問題、語彙不足の問題、作文力の問題などを補う指導など個に応じた学習（特に言語力の向上）支援を行う必要があります。また、将来の社会参加の基本となる健聴児との関わりを通常学級との交流の中で学ばせることも大変重要な指導内容です。

これまで普通学校に設置されている難聴学級や通級指導教室（難聴）はこうした健常児との関わりという点で聴覚支援学校では得られない大きな成果をあげています。

このような意義を持つ難聴学級を失うことは難聴児や難聴児を持つ保護者にとっても就学の選択肢を狭めてしまうことになり大きな損失となります。またこのまま難聴学級・教室が減少していくことで、今まで蓄積してきた専門性が失われる可能性すらあります。

難聴学級や通級指導教室（難聴）の存在を広く知らせるとともに、県内どこに居住していても難聴指導を受けられるように、難聴学級や通級指導教室（難聴）していただくことを強くお願いいたします。

発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 各地域ニーズに応じた通級教室の増設を

発達通級指導教室の指導効果や保護者の評判を聞いて、年々入級を希望する児童が増加の一途をたどっています。通級児童の障害特性から短期での退級が難しいケースが比較的多いため、新設されたり増設されたりした通級指導教室もすぐに人数が超過していく状況にあります。また、在籍校としては通級の必要を感じながらも保護者の送迎や付き添いの負担がネックになって通級できない児童が各校にいるという話をどの学校からも伺います。また、遠方で交通機関の不便さから通級に結びつかないケースも多々あるようです。今後、通級のメリットが伝わるにつれて入級希望者は増加することは確実です。できるだけ、地域のニーズに応じた通級指導教室の新增設をお願いします。

2 中学校の通級教室の増設を

文科省の調査の結果から不登校の中に発達障害の疑いのある生徒がかなり含まれていることが指摘されています。これらは、発達障害の特性への無理解から来る不適切なかかわりによる二次障害と言われています。発達障害の特性の理解と適切な対応が広がっていけば、こうした二次障害を予防することができると思われます。ところが、県内の中学校への設置は浜松市に3校あるのみです。小学校高学年で通級に来始めた児童も、中学での通級がないために指導の継続ができない状態になっています。特に自閉症圏内の子の場合、思春期の指導が適切に行われることにより、社会適応が良好になることが指摘されています。是非、浜松市以外にも中学校の発達通級教室の設置をお願いします。

3 基本的専門性をもてる通級担当者育成のシステムに

本年度新設された通級教室担当の多くは何をどうすればいいか不安をたくさん抱えたまま指導を開始しています。通級の担当は、保護者からも在籍校からも発達障害指導の「専門家」として期待されています。しかしながら、専門的なことを学んで通級担任になる人は極めて少ないのが現状です。年度当初に通級のシステムも学級経営、年間計画、指導内容、指導方法、保護者との連携、在籍学級との連携など準備しなくてはならないことが山ほどあるのに、何をどうしていいか一人で悩んでいる担当者が多いのが実情です。これは、経験者でもそれほど大きく変わるものではありません。「専門家」として最低限通級担当が準備をして新年度を迎え、年度途中でも必要に応じて専門性について研修できるようなシステムをぜひ検討していただき、担当者が自信をもって指導に取り組んでいけるような体制を構築していただきたいと思えます。

V 早期指導充実発展のための要望

要望事項1について

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量に市町によって大きな差があります。
- そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。

平成22年度、「幼児ことばの教室」は44教室あり、その教室を担当する行政はさまざまです。(表V-1、グラフV-1) また、設置場所についてもさまざまです。(グラフV-2) 学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校へのスムーズな就学・通級教室へのスムーズな移行・指導等に関する日常的な情報交換や研修が行われ、成果をあげています。今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

また、各教室の指導児数や指導頻度にも差があります。担当者一人当たり指導児が5人程度の教室から、40人の教室まででありサービスに差が生じています。それに伴い指導頻度にも差が生じています。(グラフV-3) 指導枠に限度があり1週間に1回継続的に指導したくても2週間に1回になったり、年長児を優先すると年中・少児は頻度が低くなり、なかなか効果が上がりません。

障害の早期発見や早期指導の場として重要性が高まっている「幼児ことばの教室」の設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思います。

要望事項2について

- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に聴覚・視覚特別支援学校幼稚部と同様に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤講師などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等(研修参加の制約を含む)の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。しかし、指導員は高い専門性(資格)を持ちながら(グラフV-4)身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は9%にとどまっております。(グラフV-5) 高い専門性を生かして指導に当たれるようできるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市町があり、せっかく身に付けた専門性が

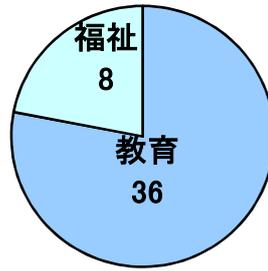
こうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

早期指導充実発展のための要望 資料

表V-1 幼児言語教室を担当する行政

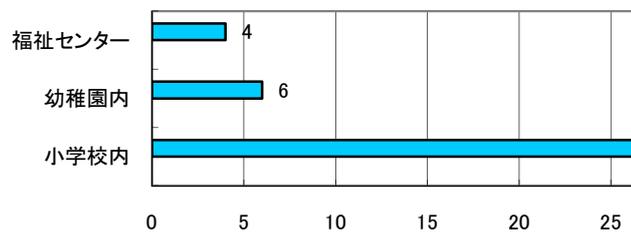
教育行政	36	教育委員会
福祉行政	6	こども保育課4
		子育て支援課1
		子ども未来課1
その他	2	地域療育センター

グラフV-1

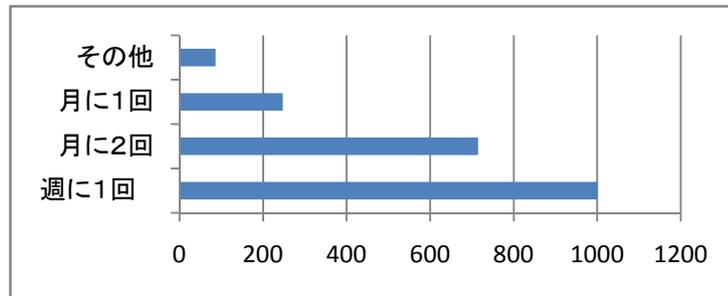


グラフV-2 幼児ことばの教室の設置場所

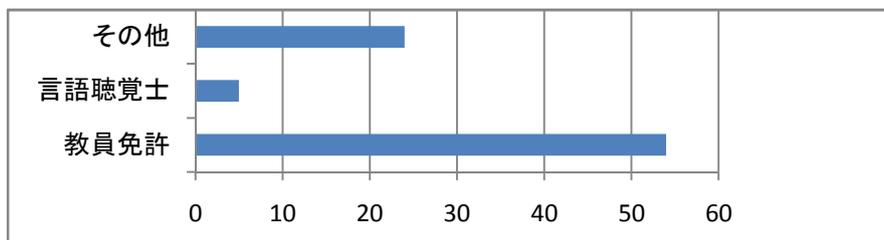
小学校内	33
幼稚園内	6
福祉センター	4



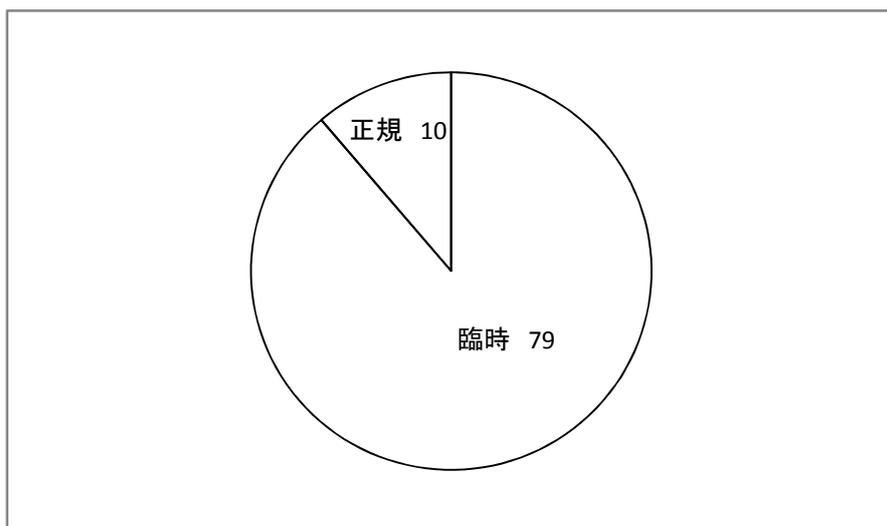
グラフV-3 指導頻度

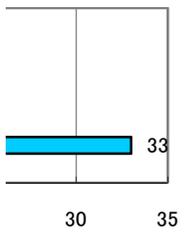


グラフV-4 保有資格



グラフV-5





週に1回	1001
月に2回	715
月に1回	247
その他	86

教員免許	54
言語聴覚:	5
その他	24

臨時	79
正規	10